

## 第一問

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。

「近代化」は、それがどの範囲の人びとを包摂するかによって異なる様相を示す。「第一の近代」と呼ばれるフェーズでは、市民権をもつのは一定以上の財産をもつ人にかぎられている。それは、個人の基盤が私的所有におかれており、財の所有者であつてはじめて自己自身を所有するという意味での自由を有し、ゆえに市民権を行使することができるとみなされたからである。この制限は徐々に取り払われ、成人男子全員や女性に市民権が拡張されていく。市民権の拡張とともに今度は、社会的所有という考えにもとづき財を再配分する社会保障制度によって、「第一の近代」から排除されていた人びとが包摂され、市民としての権利を享受できるようになる。これがいわゆる福祉国家であり、人びとはそこで健康や安全など生の基盤を国家によって保障されることになったのである。それでも、理念的には国民全体を包摂するはずの福祉国家の対象から排除される人びとはつねに存在する。

人類学者が調査してきたなかには、国家を知らない未開社会の人びとだけではなく、すでに国民国家という枠組みに包摂されたなかで生きる人たちもいる。ただそこには、なんらかの理由で国家の論理とは別の仕方では生きている人たちがいて、国家に抗したり、その制度を利用したりしながら生きており、そうした人たちから人類学は大きなインスピレーションを得てきた。ここでは、国家のなかにありながら福祉国家の対象から排除された人びとが形づくる生にまつわる事例を二つ紹介しておこう。

第一の例は、田辺繁治が調査したタイのHIV感染者とエイズを発症した患者による自助グループに関するものである。タイでは一九八〇年代末から九〇年代初頭にかけてHIVの爆発的な感染が起こった。そのなかでタイ国家がとった対策は、感染していない国民の感染予防であり、その結果すでに感染していた者たちは逆に医療機関から排除され、さらには家族や地域社会からも差別され排除されることになった。孤立した感染者・患者たちは互いに見知らぬ間柄であつたにもかかわらず、生き延びるために、

エイズとはどんなものでそれをいかに治療するか、この病気をもちながらいかに自分の生を保持するかなどをめぐって情報を交換し、徐々に自助グループを形成していった。

HIVをめぐるさまざまな苦しみや生活上の問題に耳を傾けたり、マッサージをしたりといった相互的なケアのなかで、感染者たちは自身の健康を保つことができたのだ。それは「新たな命の友」と呼ばれ、医学や疫学の知識とは異なる独自の知や実践を生み出していく。そこには非感染者も参加するようになり、ケアをする者とされる者という一元的な関係とも家族とも異なったかたちでの、ケアをとおした親密性にもとづく「ケアのコミュニティ」が形づくられていった。「近代医療全体は人間を徹底的に個人化することによって成立するものであるが、そこに出現したのはその対極としての生のもつ社会性」(田辺)だったのである。

こうした社会性は、福祉国家における公的医療のまったなかにも出現しうる。たとえば筆者が調査したイタリアでは、精神障害者は二〇世紀後半にいたるまで精神病院に隔離され、市民権を剥奪され、実質的に福祉国家の対象の埒外らちがいに置かれていた。なぜなら精神障害者は社会的に危険であると思なされていて、彼らから市民や社会を防衛しなければならぬと考えられていたからである。精神病院は治療の場というより、社会を守るための隔離と収容の場であった。

しかしこうした状況は、精神科医をはじめとする医療スタッフと精神障害をもつ人びとによる改革によって変わっていく。一九六〇年代に始まった反精神病院の動きは一九七八年には精神病院を廃止する法律の制定へと展開し、最終的にイタリア全土の精神病院が閉鎖されるまでに至る。病院での精神医療に取って代わったのは地域での精神保健サービスだった。これは医療の名のもとで病院に収容する代わりに、苦しみを抱える人びとが地域で生きることを集散的に支えようとするものであり、「社会」<sup>イ</sup>を中心におく論理から「人間」を中心におく論理への転換であった。精神医療から精神保健へのこうした転換は公的サービスのなかで起こったことであり、それは公的サービスのなかに国家の論理、とりわけ医療を介した管理と統治の論理とは異なる論理が出現したことを意味している。

その論理は、私的自由の論理というより共同的で公共的な論理であった。たとえば、病院に代わって地域に設けられた精神保健センターで働く医師や看護師らスタッフは、患者のほうがセンターにやってくるのを待つのではなく、自分たちの方から出かけて

行く。たとえば、地域に住む若者がひきこもっているような場合、個人の自由の論理にしたがうことで状況を放置すると、結局その若者自身と家族は自分たちではどうすることもできないところまで追い込まれてしまうことになる。そのような事態を回避し、地域における集合的な精神保健の責任をスタッフは負うのである。そこにはたしかに予防的に介入してリスクを管理するという側面がともないはするが、そうした統治の論理を最小限化しつつ、苦しむ人びとの傍らに寄り添い彼らの生の道程を共に歩むというケアの論理を最大化しようとするのである。

二つの人類学的研究から見えてくるのは、個人を基盤にしたものとも社会全体を基盤におくものとも異なる共同性の論理である。この論理を、明確に取り出したのがアネマリー・モルである。モルはオランダのある町の大学病院の糖尿病の外来シンサツ室<sup>a</sup>でフィールドワークを行い、それにもとづいて実践誌を書いた。そのなかで彼女は、糖尿病をもつ人びとと医師や看護師の協働実践に見られる論理の特徴を「ケアの論理」として、「選択の論理」と対比して取り出してみせた。

選択の論理は個人主義にもとづくものであるが、その具体的な存在のかたちは市民であり顧客である。この論理の下で患者は顧客となる。医療に従属させられるのではなく、顧客はみずからの欲望にしたがって商品やサービスを主体的に選択する。医師など専門職の役割は適切な情報を提供するだけである。選択はあなたの希望や欲望にしたがってご自由に、というわけだ。これはよい考え方のように見える。ただこの選択の論理の下では、顧客は一人の個人であり、孤独に、しかも自分だけの責任で選択することを強いられる。インフォームド・コンセントはその典型的な例である。しかも選択するには自分が何を欲しているかあらかじめ知っている必要があるが、それは本人にとってもそれほど自明ではない。

対してケアの論理の出発点は、人が何を欲しているかではなく、何を必要としているかである。それを知るには、本人がどういふ状況で誰と生活していて、何に困っているか、どのような人的、技術的リソースが使えるのか、それを使うことで以前の生活から何をアキラめなければならぬのかなどを理解しなければならぬ。重要なのは、選択することではなく、状況を適切に判断することである。

そのためには感覚や情動が大切で、痛み苦しむ身体の声を無視してたとえば薬によっておさえこもうとするのではなく、身体に

深く棲みこむことが不可欠である。脆弱ぜいじやくであり予測不可能で苦しみのもとになる身体は、同時に生を享受するための基体でもある。この薬を使うとたとえ痛みが軽減するとしても不快だが、別のやり方だと痛みがあつても気にならず心地よいといった感覚が、ケアの方向性を決めるラシン盤cになりうる。それゆえケアの論理では、身体を管理するのではなく、身体の世話をし調えること上のに主眼がおかれる。そこではさらに、身体の養生にかかわる道具や機械、他の人との関係性など、かかわるすべてのものについて絶え間なく調整しつづけることも必要となる。つまりケアとは、「ケアをする人」と「ケアをされる人」の二者間での行為なのではなく、家族、関係のある人びと、同じ病気をもつ人、薬、食べ物、道具、機械、場所、環境などのすべてから成る共同的で協働的な作業なのである。それは、人間だけを行為主体と見る世界像ではなく、関係するあらゆるものに行為の力能を見出す生きた世界像につながっている。

(松嶋健「ケアと共同性——個人主義を超えて」による)

設問

(一) 「ケアをする者とされる者という一元的な関係とも家族とも異なったかたちでの、ケアをとおした親密性」(傍線部ア)とは  
— どのようなことか、説明せよ。

(二) 「『社会』を中心におく論理から『人間』を中心におく論理への転換」(傍線部イ)とはどのようなことか、説明せよ。

(三) 「選択の論理は個人主義にもとづくものである」(傍線部ウ)とはどのようなことか、説明せよ。

(四) 「それは、人間だけを行為主体と見る世界像ではなく、関係するあらゆるものに行為の力能を見出す生きてきた世界像につながっている」(傍線部エ)とはどのようなことか、本文全体の趣旨を踏まえて一〇〇字以上一二〇字以内で説明せよ(句読点も一字と数える)。

(五) 傍線部 a・b・c のカタカナに相当する漢字を楷書で書け。

a シンサツ      b アキラめ      c ラシン

## 第二 問

次の文章は『落窪物語』の一節である。落窪の君は源中納言の娘で、高貴な実母とは死別し、継母にいじめられて育ったが、ひそかに道頼と結婚して引き取られて、幸福に暮らしている。少将だった道頼は今では中納言に昇進し、衛門督を兼任している。以下は、道頼が継母たちに報復する場面である。これを読んで、後の設問に答えよ。

かくて、「今年の賀茂の祭、いとをかしからむ」と言へば、衛門督の殿、「さうさうしきに、御達に物見せむ」とて、かねてより御車新しく調じ、人々の装束ども賜びて、「よろしうせよ」とのたまひて、いそぎて、その日になりて、一条の大路の打杭打たせ給へれば、「今は」と言へども、誰ばかりかは取らむと思して、のどかに出で給ふ。

御車五つばかり、大人二十人、二つは、童四人、下仕四人乗りたり。男君具し給へれば、御前、四位五位、いと多かり。弟の侍従なりしは今少将、童におはせしは兵衛佐、「もろともに見む」と聞こえ給ひければ、皆おはしたりける車どもさへ添はりたれば、二十あまり引き続き、皆、次第どもに立ちにけりと見おはするに、わが杭したる所の向かひに、古めかしき檳榔毛一つ、網代一つ立てり。

御車立つるに、「男車の交しらひも、疎き人にはあらで、親しう立て合はせて、見渡しの北南に立てよ」とのたまへば、「この向かひなる車、少し引き遣らせよ。御車立てさせむ」と言ふに、しふねがりて聞かぬに、「誰が車ぞ」と問はせ給ふに、「源中納言殿」と申せば、君、「中納言のにもあれ、大納言にてもあれ、かばかり多かる所に、いかでこの打杭ありと見ながらは立てつるぞ。少し引き遣らせよ」とのたまはすれば、雑色ども寄りて車に手をかくれば、車の人出で来て、「など、また真人たちのかうする。いたう逸る雑色かな。豪家だつるわが殿も、中納言におはしますや。」一条の大路も皆領じ給ふべきか。強法すと笑ふ。「西東、齋院もおぢて、避き道しておはすべかなるは」と、口悪しき男また言へば、「同じものと、殿を一つ口にな言ひそ」などいさかひて、え

とみに引き遣らねば、男君たちの御車ども、まだえ立てず。君、御前の人、左衛門の蔵人を召して、「かれ、行ひて、少し遠くなせ」とのたまへば、近く寄りて、ただ引きに引き遣らす。男ども少なくて、えふと引きとどめず。御前、三四人ありけれど、「益なし。この度、いさかひしつべかめり。ただ今の太政大臣の尻は蹴るとも、この殿の牛飼ひに手触れてむや」と言ひて、人の家の門に入りて立てり。目をはつかに見出して見る。

少し早う恐ろしきものに世に思はれ給へれど、実の御心は、いとなつかしう、のどかになむおはしける。

〔注〕 ○賀茂の祭——陰曆四月に行われる賀茂神社の祭。齋院の御禊がある。葵祭。

○打杭——打ち込んで立てる杭。ここでは、車を停める場所を確保するための杭。

○御前——車列の先払いをする供の人。

○侍従なりしは今少将、童におはせしは兵衛佐——それぞれ昇進したということ。

○次第どもに——身分の順に整然と。

○檳榔毛一つ、網代一つ——いずれも牛車の種類。「檳榔毛」は上流貴族の常用、「網代」は上流貴族の略式用。

○見渡しの北南に——互いに見えるように、一条大路の北側と南側に。

○雑色——雑役をする従者。

○真人たち——あなたたち。

○豪家だつるわが殿——権門らしく振舞う、あなたたちのご主人。

○強法——横暴なこと。

○左衛門の蔵人——落窪の君の侍女阿漕の夫、帯刀。道頼と落窪の君の結婚に尽力した。

○人の家の門に入りて——牛車から離れて、よその家の門に入って。

設  
問

- (一) 傍線部ア・イ・ウを現代語訳せよ。
- (二) 「二条の大路も皆領じ給ふべきか」(傍線部エ)とはどういうことか、主語を補って現代語訳せよ。
- (三) 「この殿の牛飼ひに手触れてむや」(傍線部オ)とは誰をどのように評価したものか、説明せよ。



第三 問

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。ただし、設問の都合で送り仮名を省いたところがある。

凡<sup>ソ</sup>為<sup>レ</sup>下<sup>ル</sup>者、為<sup>ニ</sup>上<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>信<sup>ス</sup>、然<sup>ル</sup>後<sup>ニ</sup>言<sup>ハ</sup>有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>。為<sup>レ</sup>上<sup>ノ</sup>者、為<sup>ニ</sup>下<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>信<sup>ス</sup>、然<sup>ル</sup>後

令<sup>リ</sup>有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>下<sup>ル</sup>。事<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>欲<sup>セ</sup>速<sup>ク</sup>。欲<sup>レ</sup>速<sup>ク</sup>則<sup>チ</sup>不<sup>レ</sup>行<sup>ハ</sup>也。庸<sup>ノ</sup>愚<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>主<sup>ハ</sup>必<sup>ズ</sup>無<sup>シ</sup>斯<sup>ノ</sup>

憂<sup>ヒ</sup>。唯<sup>ダ</sup>聰<sup>ク</sup>明<sup>ク</sup>之<sup>ノ</sup>主<sup>ハ</sup>恃<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>材<sup>者</sup>、或<sup>ハ</sup>至<sup>リ</sup>一旦<sup>ニ</sup>行<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>、不<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>顧<sup>ミ</sup>。夫<sup>レ</sup>知<sup>リ</sup>善<sup>ク</sup>而

欲<sup>ス</sup>速<sup>ク</sup>成<sup>ル</sup>者、小<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>事<sup>也</sup>。君<sup>ノ</sup>子<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>ラ</sup>。一<sup>ノ</sup>言<sup>一</sup>行<sup>一</sup>、其<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>及<sup>ブ</sup>大<sup>ニ</sup>遠<sup>シ</sup>。

与<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>見<sup>ン</sup>効<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>一<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>、寧<sup>ロ</sup>取<sup>レ</sup>成<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>子<sup>ノ</sup>孫<sup>ニ</sup>。是<sup>レ</sup>謂<sup>フ</sup>知<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>体<sup>一</sup>也。

下<sup>ノ</sup>民<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>愚<sup>ク</sup>、承<sup>ル</sup>弊<sup>之</sup>日<sup>久</sup>、則<sup>チ</sup>安<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>弊<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>無<sup>レ</sup>便<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>此<sup>一</sup>。加<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>

狡<sup>ク</sup>猾<sup>ク</sup>者<sup>ハ</sup>心<sup>ヲ</sup>知<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>弊<sup>ヲ</sup>、而<sup>シテ</sup>口<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>言<sup>ハ</sup>、因<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>自<sup>ラ</sup>恣<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。今<sup>ニ</sup>欲<sup>ク</sup>矯<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>弊<sup>ニ</sup>

則<sup>チ</sup>愚<sup>ク</sup>者<sup>ハ</sup>狎<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>習<sup>フ</sup>、而<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>肯<sup>セ</sup>之<sup>ヲ</sup>。狡<sup>ク</sup>者<sup>ハ</sup>乃<sup>チ</sup>乘<sup>ジ</sup>其<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>、啗<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>利<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>

是<sup>ニ</sup>乎<sup>ゼウ</sup>擾<sup>らん</sup>乱<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>成<sup>ラ</sup>矣。大抵維<sup>ニ</sup>持<sup>シ</sup>數<sup>ニ</sup>百世<sup>ヲ</sup>之後<sup>ヲ</sup>置<sup>ク</sup>國家<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>泰山<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>安<sup>キ</sup>者<sup>ハ</sup>、如<sup>シ</sup>無<sup>キ</sup>近<sup>キ</sup>効<sup>ニ</sup>。以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>無<sup>キ</sup>近<sup>キ</sup>効<sup>ニ</sup>、行<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>未<sup>ダ</sup>信<sup>ゼ</sup>之<sup>ニ</sup>民<sup>ニ</sup>、所<sup>コ</sup>以<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>服<sup>セ</sup>也。

(井上金峨『霞城講義』による)

[注]

○大体——政治の概要。

○啗——はたらきかけ、誘導する。

○泰山之安——名山として有名な泰山のように安定していること。

設問

- (一) 傍線部 a・c・d を現代語訳せよ。
- (二) 「与<sub>三</sub>其<sub>三</sub>見<sub>三</sub>効<sub>三</sub>於<sub>三</sub>一<sub>三</sub>時<sub>三</sub>、寧<sub>三</sub>取<sub>三</sub>成<sub>三</sub>於<sub>三</sub>子<sub>三</sub>孫<sub>三</sub>」(傍線部 b) を、平易な現代語に訳せ。
- (三) 「以<sub>三</sub>其<sub>三</sub>無<sub>三</sub>近<sub>三</sub>効<sub>三</sub>、行<sub>三</sub>之<sub>三</sub>於<sub>三</sub>未<sub>レ</sub>信<sub>三</sub>之<sub>三</sub>民<sub>三</sub>、所<sub>三</sub>以<sub>三</sub>不<sub>レ</sub>服<sub>三</sub>也<sub>三</sub>」(傍線部 e) とはどういうことか、わかりやすく説明せよ。